

# 露店市場出店の注意事項

大野町市場組合  
新潟市西区農政商工課

出店者各位の責任において、以下の事項を順守し、近隣住民等から苦情を受けることがないよう十分に注意してください。また、年度途中に出店を取り止める場合は、すみやかに届け出をしてください。

## 【出店における遵守事項】

- ・出店時間（午前6時～午後2時）は必ず守ること。午後2時には後片付けを終了し、通行が可能な状態にすること。
- ・車両や物品は交通や通行の妨げとならないよう適切に片付けること。
- ・大野仲町駐車場への長時間の駐車や、周囲の迷惑になる駐車は行わないこと。
- ・ごみや煙草の吸い殻等は持ち帰り、道路を汚した場合は必ず清掃を行うこと。
- ・食品の取り扱いについては、衛生面等に十分注意すること。
- ・販売品目に対し必要となる営業許可等を適切に取得すること。
- ・下記の「道路使用許可条件」を必ず守ること。

## 【道路使用許可条件】

- ・露店等は、原則、間口2メートル、奥行き1.5メートル、高さ2メートル以内とし、屋台にあっては、容易に移動できるものであること。
- ・営業時間以外は、露店などを道路に置かないこと。
- ・道路を汚損した場合は、道路清掃を確実に行うこと。
- ・商品及び資材等の搬送車両を道路上に置かないこと。
- ・通行中の歩行者を停止させたり、通行人の前に立ちはだからないこと。
- ・道路上に商品を置かないこと。
- ・信号機・道路標識等の視認性を妨げないこと。

※「道路使用許可条件」に違反すると、新潟県警察より市場のための道路使用許可が受けられず、違反者だけでなく全員が出店できなくなりますので、十分にご注意ください。